

小樽市移動式赤ちゃんの駅の貸出しに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小樽市内で開催される行事、催事等（以下「イベント」という。）に、移動式赤ちゃんの駅を貸出し、乳幼児のおむつ交換や授乳を行う場を提供することにより、乳幼児のいる子育て中の親子が安心してイベントに参加できる環境を整え、もって地域の子育て支援に資することを目的とする。

(移動式赤ちゃんの駅)

第2条 この要綱により貸出しを行う移動式赤ちゃんの駅（以下「赤ちゃんの駅」という。）は、次に掲げる備品によって構成されるものとする。

- (1) テント
- (2) 折りたたみ式おむつ交換台
- (3) 折りたたみ椅子
- (4) クッションマット

(貸出し対象団体)

第3条 赤ちゃんの駅は、小樽市内で開催されるイベントを主催又は当該行事に参加する団体で、政治活動、宗教活動又は営利活動を主たる目的としない団体に貸出しする。

(貸出し対象イベント)

第4条 赤ちゃんの駅の貸出しの対象となるイベントは、乳幼児を連れた親子が参加できるもので、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 小樽市内で開催されるものであること。
- (2) 政治活動、宗教活動又は営利活動を主たる目的としないものであること。
- (3) 法令又は公序良俗に反しないものであること。

(貸出しの申込み)

第5条 赤ちゃんの駅の貸出しを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、移動式赤ちゃんの駅貸出し申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 申込者は、貸出しを受けようとする日の3月前から7日前までの間に申込書を提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
- 3 1回のイベントについて、申し込むことのできる赤ちゃんの駅は、原則として1組とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(オンラインによる申込み)

第5条の2 赤ちゃんの駅の貸出し申込みに関する手続等については、小樽市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年小樽市条例第30号）の規定を準用する。

(貸出しの承認等)

第6条 市長は、申込書の提出があったときは、その内容を審査の上、貸出しの可否を決定し、移動式赤ちゃんの駅貸出し承認書（様式第2号）又は移動式赤ちゃんの駅貸出し不承認書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

- 2 貸出しの希望期間が重複する複数の申込みがあった場合は、原則として申込順とする。

(貸出し期間)

第7条 赤ちゃんの駅の貸出し期間は、イベント開催期間にその前後1日を加えた期間の範囲内とする。ただし、市長が認める場合は、貸出し期間を延長することができる。

ものとする。

(貸出し料)

第8条 赤ちゃんの駅の貸出し料は、小樽市財産条例（昭和39年小樽市条例第10号）第6条の規定により、全額を減免するものとする。ただし、設置に係る経費や、破損したときの修繕費等は、赤ちゃんの駅の貸出しの承認を受けた者（以下「使用者」という。）が負担するものとする。

(貸出し及び返却場所)

第9条 使用者は、原則として市長が指定する場所において、自ら赤ちゃんの駅を直接借り受け、返却の際は、市長が指定する場所に返却しなければならない。

(使用上の遵守事項)

第10条 使用者は、赤ちゃんの駅の使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第三者に権利を譲渡又は転貸をしないこと。
- (2) 承認書に記載されたイベント以外には使用しないこと。
- (3) 使用の管理を適正に行い、破損、汚損しないよう努めること。
- (4) 定められた期限までに返却すること。
- (5) 返却の際は、破損、汚損等がないか十分確認すること。
- (6) 小樽市移動式赤ちゃんの駅使用要領（別記）を遵守すること。
- (7) その他市長が特に付した条件に従って使用すること。

(承認の取消し)

第11条 市長は、申込内容に虚偽等があった場合、又はこの要綱の規定に違反した場合は、貸出しの承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により貸出しの承認を取り消した場合は、移動式赤ちゃんの駅貸出し承認取消書（様式第4号）により申込者に通知するものとする。

3 前項の場合において、既に貸出しを行っている場合は、市長は返却を命じるものとし、使用者は直ちにこれに応じなければならない。

4 貸出しの承認の取消しにより使用者に損害が生じても、市は一切の責任を負わない。

(原状回復)

第12条 赤ちゃんの駅を破損又は汚損した場合は、使用者の責任と負担により補修等必要な処置を行い、原状に復さなければならない。

2 補修等が困難な状態まで破損又は汚損している場合は、市長は使用者に対し、その備品を新たに購入するのに要する費用を弁償させることができる。

(市の責任)

第13条 赤ちゃんの駅の使用により、使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、市は一切の責任を負わない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、こども未来部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月14日から施行する。

付 則
この要綱は、令和7年7月17日から施行する。